

10月 マイナンバー制度 スタート！

マイナンバー を通知します！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月から順次、住民票の住所地あてに、
1人ひとつのマイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」をお送りします。
重要なものになりますので、手元に届いたら、紛失しないよう、大切に保管してください。

1 平成27年10月から マイナンバーの「通知カード」をお送りします。

10月から順次、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が入った封書が、住民票のある住所（特別に届け出た人を除く）に簡易書留郵便で送付されます。



個人番号カード申請書

「通知カード」と「マイナンバーのお知らせパンフレット」とともに、「個人番号カード申請のための申請書・返信用封筒」等が同封されていますので、内容を確認してください。

「通知カード」に記載された12桁のマイナンバーがあなたの番号となります。今後、さまざまな行政手続きなどを行う時に必要になりますので、紛失のないよう、大切に保管しておいてください。（紛失等で再発行の場合は、手数料が必要になります）

※世帯単位で送付します。「通知カード」はひとり1枚ずつになります。

2 平成27年10月から 「個人番号カード」の交付申請受付も開始します。

申請は
任意です

「個人番号カード」は、マイナンバーや名前や住所・生年月日等の記載とともに、本人の顔写真が記載され、本人確認のための身分証明書としても使えるカードになります。

また、ICチップが付き、電子証明書も標準装備され、e-taxでの税の確定申告などの電子文書をネット上で送信提出する時に本人であることの認証手段としても利用できます。

※個人番号カードと通知カードの主な違い

	通知カード	個人番号カード
共通項目	マイナンバーの記載と、名前・住所・生年月日・性別の基本4情報の記載	
カードの素材	紙製	ICチップ付プラスチック製
顔写真	なし	あり
身分証明書として	つかえない	つかえる



表



裏

〈個人番号カード(イメージ)〉